



渋谷市誰もが働きやすい 職場環境づくり応援事業補助金

～活用事例と申請手続きのご案内～

補助金の概要

労働力が集まり、長く定着する職場への変革を支援します

補助金の目的と対象事業者

制度の目的

男女共同参画及び共生社会の実現に向け、多様な従業員が安心して活躍できる環境を整備します。これにより、労働力の確保と雇用の定着を図ることを目指します。

対象となる方

渋川市内で現在営業しており、従業員が1名以上配属されている中小企業者等（従業員300人以下）。医療・福祉・学校法人や協同組合等も広くカバーします。

3つの主要な事業区分



① 施設整備

男女別トイレや更衣室、シャワーの新設・改修、バリアフリースロープ等の設置工事を支援します。



② 規則整備・人材育成

育休・ハラスメント防止に対応した就業規則の作成や、職場環境を良くするための研修を支援します。



③ 認定取得

厚生労働省が定める優良企業の証である「えるぼし」「くるみん」などの認定新規取得を奨励します。

事例①: 施設整備(男女共同参画)

【設備改修の具体例】

- ・これまで男女共用だったトイレの男女分離化
- ・プライバシーをしっかりと確保した男女別の更衣室の設置
- ・業務後のリフレッシュのための男女別のシャワー
- ・洗面所増設
- ・体調不良時に横になれる男女別の休養スペース新設

期待される効果:

従業員の採用率アップや、現場の心理的安心感・モチベーションの向上に直接つながります。



事例①: 対象外の事例(男女共同参画)

【対象外の具体例】

- ・男女区別されていない(1カ所のみ)の改修等
- ・従業員専用の場所でない改修等(お客と兼用、来客スペースなど)
- ・社員寮の改修等(職場環境でないため) など



その他

施設整備は**従業員専用スペース**の改装が対象です。

来客用スペースについては「**渋川市店舗改装事業補助金**」で対応できます。

詳しくはこちらへ↓

<https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/000149/000150/p015407.html>



事例②: 施設整備(共生社会の実現)



すべての人が安心して働けるユニバーサル設計

【主な導入工事例】

- ・ 事務所や現場入口へのスロープ設置、段差解消
- ・ 車いすを利用する方に対応した低めのカウンター
- ・ 手すりの設置や開き戸から引き戸(自動ドア含む)への改装
- ・ どなたでも使いやすい多機能トイレの増設

高齢・障がいのある職員だけでなく、すべてのスタッフにとって足腰の負担が少ない快適な職場環境を作ることができます。

事例③：規則整備・人材育成

✓ 法令に適合した就業規則へのアップデート：育休制度、ハラスメント防止対策、安全衛生管理体制、災害補償など、最新の労務管理に必要な基準をすべて盛り込んだ規則へ作成・改定。

🎓 職場を良くするための社内研修開催：アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消やハラスメント防止に向け、プロの外部講師を招いた実践的な学習機会の創出。

👥 研修への職員派遣：外部の職場改善セミナー等へ職員を参加させるための費用も補助の対象となります。



事例④：厚生労働省からの認定取得で採用を有利に



「安心して働ける会社」の証明に

新規に対象の認定を取得した企業に、奨励金を交付します。

【対象となる認定制度】

えるぼし認定：女性の活躍が目立つ・働きやすい優良企業

くるみん／トライくるみん認定：仕事と子育ての両立に優しい企業

各事業の補助額・限度額一覧

事業名	補助額	上限金額・主な条件
施設整備	補助対象経費の 2/3	上限 400,000円 ※原則、渋川市内の事業者による施工が必要です。
規則整備・人材育成	補助対象経費の 1/2	上限 50,000円 ※研修会等の開催を伴う場合は上限 100,000円
認定取得	定額支給	定額 150,000円 ※えるぼし・くるみん等の「新規」取得が対象。

※1,000円未満の端数は切り捨て。渋川市の予算範囲内での交付となります。

申請から交付(着手・完了)の流れ

② 決定・着手

申請から約30日以内に市より通知。
「着手届」を提出して事業などを開始します。

④ 補助金振込

実績を確認後、最終補助金額を確定。約30日以内にご指定口座へ振込。

① 交付申請

令和8年5月1日～
令和9年1月29日まで。
着手する前に市へ申請。

③ 実績報告

事業完了後30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を提出。

施設整備利用の注意点



工事前後の写真

施設整備の場合、「施工前」と「完了後」を同一アングルから撮影した写真の提出が必要です。



市内業者による施工

施設整備の場合、原則として、市内に事業所を有する業者となります。



効果検証報告

補助金の交付を受けた翌年度から3年間は、毎年3月31日までに「効果検証報告書」の提出が必要です。



お問い合わせ先

渋川市役所 商工観光部 商工課(第二庁舎)

 0279-22-2596 (直通)

 syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

開庁時間: 平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分

※本スライドは概要版です。詳細な条件は**必ず要綱・要領をご確認ください**。